

ている。

こうした取組を通じ、犯罪被害者等施策に係る国民の理解を増進するとともに、必要な情報提供に努めている。

(39) インターネット以外の媒体を用いた情報提供

各府省庁において、犯罪被害者等に対して情報提供を行う際、インターネット以外の媒体を用いて必要な情報が提供されることを通じて、インターネット等で情報を得ることができる者とそうでない者との間に不公平が生じないように配慮するとともに、積極的な情報提供に努めることとされた。

内閣府においては、犯罪被害者等基本法の制定及び犯罪被害者等基本計画の策定に係る経緯や基本法・基本計画の概要を記した「犯罪被害者等基本計画紹介パンフレット」を作成し、これまで、関係省庁、都道府県・政令指定都市のみならず、犯罪被害者支援団体や犯罪被害者団体等に対して、延べ約2,600部を配布している。また、犯罪被害者等施策推進会議や基本計画推進専門委員等会議の議事については、会議開催後にメディアに対してその概要を説明する等、積極的な情報提供に努めている。

警察庁においては、「被害者の手引」の確実な配布を更に徹底するとともに、広報用冊子「警察による犯罪被害者支援」や新聞、テレビ、ラジオ、ミニ広報紙、警察広報紙、地方公共団体その他の広報紙等を活用した広報啓発活動を通じて積極的な情報提供に努めている。

総務省においては、住民基本台帳の閲覧制度改正について、地方公共団体に対する説明会を開催しその模様を自治体衛星通信機構において放映するとともに、同通信機構において紹介番組を放映する予定である。また、リーフレットを作成し、全市町村の窓口配置する予定である。

法務省においては、刑事手続及び犯罪被害者保護・支援のための制度等を分かりやすく説明するとともに、内容を拡充してより広範

な案内となるような被害者向けパンフレット及び外国語パンフレットの作成のため、現在関係部局等と調整中であり、また、上記制度等を分かりやすく紹介するためのDVDを制作すべく準備中であり、平成18年度中に配布する予定である。なお、犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報提供については、被害者向けパンフレットにこれらの情報を掲載して周知を図るべく、準備を進めている。

文部科学省においては、都道府県教育委員会に対し基本計画資料を配布するとともに、各種会議において都道府県教育委員会の生徒指導担当者や都道府県の私立学校主管部課長等に対して基本計画説明資料を配布・説明している。また、犯罪被害者等施策にかかわる府省庁の協力を得て、「被害者の手引」等当該制度に関する案内書や申込書を教育委員会に常備し、提供していくことを促進することとしている。

厚生労働省においては、警察庁にて作成している「被害者の手引」において、厚生労働省における犯罪被害者支援制度等について記載している。また、児童虐待について各界各層の幅広い国民の理解を深め、社会的関心の喚起を図るため、平成16年度から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け集中的な広報啓発活動を実施している。平成17年度では、月間標語の公募・決定、全国フォーラムの開催(11月22~23日)、広報啓発ポスター・チラシの作成、配布及び政府広報を活用した各種媒体(テレビ、新聞、雑誌等)による広報啓発等を行い、関係省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施している。

国土交通省においては、公営住宅への入居に関する情報について、平成17年12月、管理主体に対し募集パンフレットやホームページへの記載及び警察当局との連携による情報提供を要請している。また、法務省作成の犯罪被害者用パンフレット「犯罪被害者の方々へ」において、公営住宅への優先入居等の施策に

被害者の手引



犯罪被害者の方々へ



出典：警察庁及び法務省ホームページ

について記載する予定である。

(40) 犯罪の発生直後からの総合的・横断的な支援活動の展開

警察において、指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等に付き添う等するとともに携帯電話等により当該犯罪被害者等からの相談等に対応する「指定被害者支援要員制度」の積極的運用、部内のカウンセラー等による相談・精神的ケアや部外の精神科医等への紹介、犯罪被害者等早期援助団体が積極的に介入することを可能にするための当該団体への情報提供、及び生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するための被害者支援連絡協議会の活用等により、犯罪の発生直後から、被害の回復・軽減、再発防止等のための支援活動が総合的・横断的かつ充実して展開されるよう努めることとされた。

犯罪被害者等早期援助団体や被害者支援連絡協議会を始めとする関係機関・団体、関係府省庁等との連携を図り、犯罪の発生直後から、被害の回復・軽減、再発防止等のための支援活動が総合的・横断的かつ充実して展開されるよう努めている。

(41) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、当該児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センター（適応指導教室）がカウンセリングや学習指導等を行い、学校復帰等のための継続的な支援を促進することとされた。

平成15年度から「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業」を実施し、教育支援センター（適応指導教室）等の中核的機能の整備を実施するとともに、不登校に関する全国的な情報交換や講演を行う「全国不登校フォーラム」及び「スクーリング・サポート・センター全国協議会」を開催し、教育支援センター（適応指導教室）等が不登校になった児童生徒に対し適切に支援していけるよう必要な情報提供を行っている。

(42) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合、当該児童生徒に対し、学校、教育委員会、警察署、児童相談所、保健所等の関係機関の実務担当者がサポートチームを形成する等連携し